〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　６年　８月　１日　至　令和　７年　７月　３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人 北野耳鼻科

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　滋賀県守山市守山五丁目１４６番７号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成１１年　７月３０日

(4) 設立登記年月日　　平成１１年　８月１１日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	北野　　学	診療所管理者
理　　事	北野　　仁	
同	北野　令子	
同	北野　佳子	
監　　事	増田　陽子	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	北野耳鼻科	2510700913	滋賀県守山市守山五丁目１４６番７号	

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　7年　9月２０日　　令和　6年度決算の決定・理事・監事の選任

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

医療法人北野耳鼻科に所属すべき財産の財産目録

資産総額(正味資産額)　　令和7年7月31日現在

	種別	金額
1	現預金	203,634,451
2	医業未収入金	31,501,172
3	棚卸資産	657,840
4	前払費用	703,548
5	未収還付法人税等	55,200
6	立替金	121,440
7	その他の流動資産	43,593
8	建物	1,750,140
9	建物附属設備	2,367,306
10	構築物	3,583,944
11	医療器械	15,892,053
12	車両運搬具	9,229,075
13	器具備品	418,808
14	借地権	100,000
15	ソフトウェア	1,789,612
16	電話加入権	76,440
17	投資有価証券	13,885,129
18	投資等	1,775,841
19	敷金	2,500,000
20	長期前払費用	29,541,798
21	その他の固定資産	13,021,519
	財産合計額	332,648,909
	負債合計額	25,088,022
	資産総額(正味資産額)	307,560,887

上記は、財産目録に相違ない。

医療法人　北野耳鼻科

理事長　北野　学

様式４－２

法人名　医療法人　北野耳鼻科

所在地　滋賀県守山市守山五丁目１４６－７

※医療法人整理番号	0	0	2	1	1

損　益　計　算　書

（自　令和 6年 8月 1日　至　令和 7年 7月31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	249,572
2 事業費用	175,690
本来業務事業利益	73,882
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	73882
Ⅱ 事業外収益	2714
Ⅲ 事業外費用	1173
経常利益	75,423
Ⅳ 特別利益	1,675
Ⅴ 特別損失	3,055
税引前当期純利益	74,043
法人税等	16,078
当期純利益	57,965

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　北野耳鼻科
理事長　北野　　学　　殿

私は、医療法人北野耳鼻科の令和６年会計年度（令和６年８月１日から令和７年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年　９月２０日

医療法人　北野耳鼻科

監事　　増田　陽子